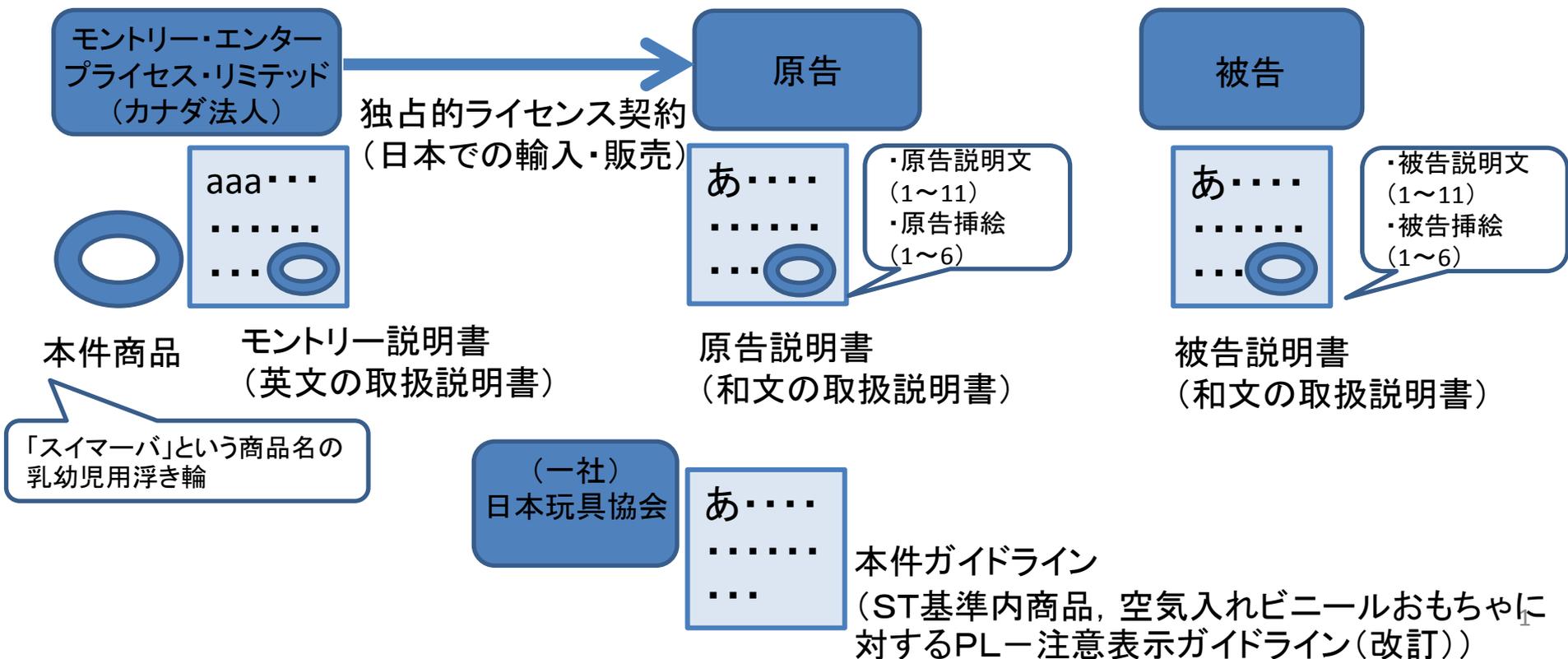


SOFTIC 平成28年度 知財判例ゼミ 第8回
幼児用浮き輪取扱説明書事件
(東京地裁 平成27年(ワ)第13258号)

2017年2月16日
久米、小西、関

1. 当事者

	原告	被告
名称	有限会社FUNAZAWA	株式会社ロイヤル
概要	玩具・ベビー用品の輸入・販売等を業とする特例有限会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律3条2項)	直輸入品の卸売販売, インターネット販売・小売販売等を業とする株式会社



2. 経緯

日付	内容
？	モンリー社と原告間において独占的ライセンス契約を締結。原告が、日本国内において、本件商品を輸入・販売を開始。
(遅くとも) 平成20年10月頃	一般社団法人日本玩協会が、「ST基準内商品, 空気入れビニールおもちゃに対するPL-注意表示ガイドライン(改訂)」を公表。
？	原告が、本件商品の販売時に原告説明書の同封を開始。
平成26年12月5日 ～平成27年3月16日 までの間	被告が、原告説明書を参考に、被告説明書を作成。(原告の名称は表示されていなかった) 被告が、日本国内において、本件商品を販売する際に、本件商品の取扱説明書として、被告説明書を同封。

3. 争点と裁判所の判断

	争点	裁判所の判断
1	<p>著作権及び著作者人格権侵害の成否</p> <p>被告が被告説明文及び被告挿絵を含む被告説明書を作成し、これを同封して本件商品を販売したことは、原告説明文及び原告挿絵に係る原告の複製権及び譲渡権並びに同一性保持権を侵害し、被告説明書の公衆への提供に際し原告の名称を表示しなかったことは原告の氏名表示権を侵害するか。</p> <p>✓原告説明文と被告説明文とで共通する表現部分に創作性が認められるか。</p> <p>✓創作性が認められる表現部分は、<u>モンリー説明書又は本件ガイドラインと共通しその実質を同じくする部分であるのか、それとも原告説明文において新たに付与された創作的部分であるのか。</u></p> <p>✓原告挿絵に創作性が認められるか。</p> <p>✓原告説明文及び原告挿絵の著作者ないし著作権者は原告か。</p>	<p>被告挿絵4ないし6による、複製権及び譲渡権の侵害を認容</p>
2	<p>差止請求及び廃棄・消去請求の当否</p>	<p>上記について認容</p>
3	<p>損害の発生の有無及び損害額</p>	<p>3万円:原告挿絵4ないし6にかかる著作権侵害による損害</p> <p>10万円:弁護士費用</p>

4. 当事者の主張(争点(1))

● 説明文について

原告

- ・本件商品を安全かつ適切に使用するための原告の考え(格別の評価)を表現したもので、思想又は感情を創作的に表現した言語の著作物。
- ・我が国においては、原告が初めて本件商品を販売した際、幼児用首浮き輪なる商品は存在しておらず、高い品質と安全性が求められる日本市場向けに幼児用首浮き輪の安全適切な使用方法等を分かりやすく理解させるための取扱説明書は存在していなかった。
- ・幼児のどのような行動に着目した注意事項を記載しておくか、どのような文章で注意喚起を行うかといった点については無限の選択肢がある。

被告

- ・原告説明文は、①本件商品の使用方法等という客観的事実を、特に評価等を下すこともなく叙述したものであって、思想又は感情を表現したのではない。
- ・製品の説明書は、一般的に表現方法の選択の余地が乏しい。本件商品については、誤った使用法は乳幼児の生命・身体に重大な危険を及ぼす可能性があるため、説明書の具体的な内容はモンリー説明書の内容に準じたものとする必要があるから、その表現方法の選択の余地は一層限定的。
- ・原告説明文の内容は、本件商品の使用方法等を使用順序どおりに分説したにすぎない。その表現形式は、見出しの活用、挿絵の引用、色分けの活用などを含め、一般に多くの製品の取扱説明書等において見られるありふれた表現形式にすぎない。
- ・文芸・学術・美術・音楽の範囲に属するものではない。

4. 当事者の主張(争点(1))

● 説明文について

原告	被告
<ul style="list-style-type: none">・原告説明文と被告説明文とでは、漢字と平仮名の違いを除いて全く同一の文章、並び順もほぼ同一。共通する表現部分について、創作性が認められる。	<p>原告説明文と被告説明文とで共通する表現部分について、創作性が認められない。</p>
<ul style="list-style-type: none">・原告説明文は、モンリー説明書の英語の説明文を日本語に翻訳した上で、その内容の検討を行い、日本向けの取扱説明書用として新たな日本語での説明文に修正、校正等したもの・原告説明文と被告説明文とで共通する創作的表現部分は、モンリー説明書又は本件ガイドラインと実質を同じくする部分ではなく、原告説明文において新たに独自に付与された創作的部分。	<ul style="list-style-type: none">・二次的著作物の著作権は、原著作物において既に創作され表現されていた部分には及ばない(最高裁平成9年7月17日判決・民集51巻6号2714頁[ポパイ事件])。・原告説明文と被告説明文とで共通する表現部分の多くは、モンリー説明書又は本件ガイドラインと同一の内容であって、これらを模倣したものであるから、原告独自の創作性は認められない。

4. 当事者の主張(争点(1))

● 挿絵について

原告	被告
<p>・本件商品の安全適切な使用方法が具体的かつ鮮明にイメージできるような工夫を施したものであり、思想又は感情を創作的に表現した美術の著作物。</p>	<p>・原告挿絵は、①本件商品の使用方法等という客観的事実を、特に評価等を下すことなく表現したものであって、思想又は感情を表現したものではないし、②創作性を有さず、さらには③文芸・学術・美術・音楽の範囲に属するものではないから、著作権法上の著作物ではない。</p>
<p>・被告挿絵は、別紙挿絵対比表記載のとおり、原告挿絵とほぼ同一のものである。</p>	

4. 当事者の主張(争点(1))

● 原告説明書の著作者・著作権者について

原告

- ・原告説明文及び原告挿絵は、原告の発意に基づき作成された著作物で、その作成時から、原告が自己の著作の名義の下に公表することが予定されていたもの。
- ・原告説明文は、原告の従業員である船澤尚美がその職務上作成したもの。
- ・原告挿絵は、原告が株式会社プリモパツソ(以下「プリモパツソ」という。)に委託して作成させたもの。仮に、原告挿絵の著作者が法的にはプリモパツソであると評価せざるを得ないとしても、少なくともその著作権については、挿絵完成後に原告に帰属することが委託契約当初から約束されていたものであり、原告が原告挿絵の著作権を有することは明らか。

被告

- ・原告説明文について、原告の従業員が作成したことは明らかになっていない。
- ・原告挿絵については、原告自身が、プリモパツソが作成したものであるとしている。
- ・原告説明文及び原告挿絵のいずれについても、プリモパツソの役職員が作成したものであるとすると、著作者及び著作権者は、プリモパツソの役職員であると考えられ、原告であるとは認められない。

4. 当事者の主張(争点(1))

● 著作権侵害、著作者人格権侵害の成否について

原告	被告
<p>・被告が、原告が著作権を有する著作物である原告説明文及び原告挿絵を複製して被告説明文及び被告挿絵を含む被告説明書を作成し、これを同封して本件商品を販売したことは、原告説明文及び原告挿絵に係る原告の複製権及び譲渡権を侵害したものである。</p>	<p>・原告説明文及び原告挿絵は著作権法上の著作物には当たらないし、これらの著作権者が原告であるとも認められないから、被告が原告の著作権を侵害した旨の原告の主張は失当である。</p>
<p>・被告は、原告説明文及び原告挿絵の複製物である被告説明文及び被告挿絵を含む被告説明書を公衆へ提供するに当たり、原告説明文及び原告挿絵の著作者である原告の名称を表示しなかった。⇒原告の氏名表示権(著作権法19条1項)を侵害したものである。</p>	<p>・原告説明文及び原告挿絵は著作権法上の著作物には当たらないし、これらの著作者が原告であるとも認められないから、被告が原告の著作者人格権を侵害した旨の原告の主張は失当である。</p>
<p>・被告は、原告説明文中の漢字を平仮名に変更し、また、別紙挿絵対比表記載のとおり、被告挿絵において、原告挿絵中の子供の頭の形や表情を変更するなどした。これらは、原告の意に反する改変。⇒原告の同一性保持権(著作権法20条1項)を侵害したものである。</p>	

4. 当事者の主張(争点(2))

● 差止請求及び廃棄・消去請求の当否について

原告

・被告は、現在も、被告商品を販売する際、被告説明書を同封して使用している。したがって、被告が被告説明書を複製、頒布して原告の著作権を侵害するおそれがあり、原告の著作権に対する侵害の停止又は予防のためには、被告に対し、被告説明文及び被告挿絵が記載された被告説明書の複製及び譲渡を差し止める必要がある。また、上記侵害の停止又は予防に必要な措置として、被告説明書を廃棄させ、被告説明文及び被告挿絵のデータ(電磁的記録)を消去させる必要がある。

被告

・被告は、平成27年3月16日以降は、本件商品の販売の際に被告説明書を同封していない。すなわち、被告は、同月5日に原告から著作権侵害を主張する警告書を受領したことを受け、社内で対応を検討した結果、無用なトラブルを避けるため、同月16日に本件商品の販売を中止した。その後、被告は、被告説明書の内容を変更した新たな説明書(乙8。以下「新説明書」ともいう。)を作成し、同年5月18日以降、本件商品の販売を再開したが、その販売に当たっては、この新説明書を同封している。したがって、現時点で被告が被告説明書を複製、頒布して原告の著作権を侵害するおそれがあるものではなく、その差止め並びに廃棄及びデータ(電磁的記録)の消去をする必要性は存しない。

4. 当事者の主張(争点(3))

● 損害の発生の有無及び損害額について

原告

- ・原告説明文は、モンリー説明書の英語の説明文を日本語に翻訳し、法律事務所にリーガルチェックを依頼し、原告挿絵は、原告が具体的なイメージや構図等をプリモパツソに伝えた上で委託。(原告説明書の作成にかかった費用は、50万円を下らない。)
- ・被告が上記著作権侵害行為により受けた利益の額は50万円であるところ、これが、著作権法114条2項により、原告が受けた損害の額と推定。
- ・原告は、被告の著作者人格権侵害行為により、精神的苦痛(精神的損害)を被った。原告説明文及び原告挿絵の創作性の程度に鑑みれば、この精神的苦痛に対する慰謝料は、50万円を下らない。
- ・弁護士費用として27万円の支出を要したところ、上記著作権及び著作者人格権侵害と相当因果関係のある弁護士費用相当の損害額は、同額を下らない。

被告

- ・仮に、被告の行為が原告の著作権及び著作者人格権の侵害に該当するとしても、原告が主張するような損害は発生していない。
- ・著作権法114条2項は、著作権侵害による被侵害者の売上げ減少による逸失利益の推定規定である。被告が得たと原告が主張する本件商品の取扱説明書作成費用分の利益なるものは、原告の逸失利益とは全く無関係であるため、そもそも同項による損害額の推定の対象とはならない。また、仮に同項の適用があるとしても、被告が免れた作成費用がそのまま原告の利益となる関係にはないことから、同項の推定が覆ることは明らかである。
- ・原告説明文はモンリー説明書の引き写しにすぎず、原告挿絵はプリモパツソが作成しているため、いずれも原告のオリジナルではなく、法人にすぎない原告に精神的損害は全く発生していない。

5. 裁判所の判断(争点(1))

●説明文についての判断の前提

- ・著作権侵害が認められるためには、①原告説明文と被告説明文とで共通する表現部分について、創作性が認められなければならない。
- ・製品の取扱説明書としての性質上、当該製品の使用方法や使用上の注意事項等について消費者に告知すべき記載内容はある程度決まっており、その記載の仕方も含めて表現の選択の幅は限られている。本件商品の使用方法や使用上の注意事項等については、それ自体はアイデアであって表現ではなく、これを具体的に表現したものが一般の製品取扱説明書に普通に見られる表現方法・表現形式を採っている場合には創作性を認め難い。本件商品の取扱説明書において、幼児のどのような行動に着目した注意事項を記載しておくか、どのような文章で注意喚起を行うかといった点についても、選択肢の幅は限られている。
- ・二次的著作物の著作権は、二次的著作物において新たに付与された創作的部分のみについて生じ、原著物と共通しその実質を同じくする部分には生じないこと(最高裁平成4年(オ)第1443号同9年7月17日第一小法廷判決・民集51巻6号2714頁〔ポパイ事件〕)に照らすと、上記①で創作性が認められる表現部分についても、②モントリー説明書の説明文と共通しその実質を同じくする部分には原告の著作権は生じ得ず、原告の著作権は原告説明文において新たに付与された創作的部分のみについて生じ得るものというべき。
- ・モントリー説明書の英文を日本語に翻訳したその訳し方に創作性があつたとしても、被告による原告の著作権侵害を基礎付ける理由にはなり得ず、表現内容等について原告説明文において新たに追加・変更された部分でなければ、上記「原告説明文において新たに付与された創作的部分」には当たらない。原告説明文において本件ガイドラインと共通しその実質を同じくする部分についても、原告説明文がこれに依拠したと認められる場合には、上記②と同様、原告の著作権は生じない。

5. 裁判所の判断(争点(1))

●原告説明文1と被告説明文1について

・「警告」及び「注意」の前に△の記号があるかどうか及び漢字と平仮名のいずれを遣うか(「ください」と「下さい」など)という相違点を除いて、同一。

原告説明文1の記載	判断
<ul style="list-style-type: none">・「【安全上の注意】保護者の方へ、必ずお読みください。」・「必ず本ガイドを読んで大人の保護者の方が注意しながら正しくご使用ください。」	<ul style="list-style-type: none">・本件商品の取扱説明書において本件商品の用途や使用上の注意事項等を通常の仕方で表現したものであって、全く個性の発揮が見られないから、創造性は何ら認められない。
<ul style="list-style-type: none">・「強制」や「禁止」を示す記号	<ul style="list-style-type: none">・製品の取扱説明書においてありふれたもの。
<ul style="list-style-type: none">・「スイマーバにあごがのるようになってからご使用ください。」「あごがスイマーバの穴から下にさがる状態で使用しないでください。」	<ul style="list-style-type: none">・幼児の身体に装着する商品について、幼児の身体の部位の状態を具体的に表現すること自体は、ありふれたものといわざるを得ない。モンリー説明書においても、本件商品の浮き輪の内側のどこかにあごを乗せて使用すること、バックル部分があごの下に来るように装着することが記載されていたことが認められ、幼児のあごと本件商品との位置関係に言及して説明すること自体は、原告説明文において新たに付与された部分とはいえない。
<ul style="list-style-type: none">・「赤ちゃんが足を伸ばしてちょうど底につく程度の水深で使用してください。」「深い水深では、保護者の方が背がつく深さ、且つ手の届く範囲内でご使用ください。」・・・	<ul style="list-style-type: none">・特別な表現ではなく、ありふれたものといわざるを得ない。

5. 裁判所の判断(争点(1))

●原告説明文1と被告説明文1について

原告説明文1の記載	判断
<p>・「ハンドポンプの部品が、赤ちゃんの口や目に入らないように使用・保管してください。」という記載部分について、ハンドポンプの部品が小さいことに着目し、赤ちゃんの口や目に入る可能性を考慮したこと</p>	<p>・アイデアであって、その表現ぶりに個性が発揮されているものと認められない以上、上記記載部分について創作性を認めることはできない。</p>
<p>・(a)「空気を入れ過ぎたり、高圧ポンプなどを使用しないでください。破損の原因になります。」との記載に続いて、「外周部にシワが少し残るくらいが適量です。」という記載をしている部分について、「外周部にシワが少し残るくらい」という視覚的に分かりやすい表現を用いている点で、創作性が認められ、(b)「岩角やくい、砂利、貝殻、ガラス片、金属片、木片など、尖ったものとの接触は避けてください。」という記載部分</p>	<p>・一般社団法人日本玩具協会によるガイドラインに依拠して作成されたものと推認され、原告説明文において新たに付与された創作的部分であるとは認められない。</p>

結論：
著作権侵害が成立するということとはできない。(説明文2～11についても同様)

5. 裁判所の判断(争点(1))

●原告挿絵が著作物に当たるかについて

原告挿絵1(著作物性 否定)

・①本件商品である浮き輪を描いた絵に、②「上側」、「空気栓」及び「ベルト」との文字による指示説明を加えたもの。

・上記①の絵は、本件商品の取扱説明書において、本件商品について説明するために、単に本件商品自体を描いたにとどまるものであり、その描き方には一定の選択肢があるとしても、当該目的・用途による制約が掛かるもの。

・上記絵は立体的な描き方をしているが、それ自体はありふれたものであるし、立体的に描く場合には、上記の目的・用途から、ある程度忠実に形状が分かりやすいように描く必要があると考えられるところ、上記絵の表現の仕方(技法等)はありふれており、個性の発揮は認められない。

・上記②のとおり指示説明を加えることも、製品の取扱説明書においてごくありふれたもの。

結論:
創作性を欠き、著作物に当たるとは認められない。

原告挿絵2(著作物性 否定)

・①本件商品である浮き輪を描いた絵に、②「下側」、「空気栓」、「ハンドル」及び「ベルト」との文字による指示説明部分を加えたもの。

結論:
創作性を欠き、著作物に当たるとは認められない。

5. 裁判所の判断(争点(1))

●原告挿絵が著作物に当たるかについて

原告挿絵3(著作物性 否定)

・①本件商品の部品である空気栓を描いた絵(押し込まない状態と押し込んだ状態の2通り)に、②「空気栓」、「栓」、「弁」及び「押し込む」との文字による指示説明と矢印を加えたもの。

・上記①の絵は、本件商品の取扱説明書において、本件商品の部品について説明するために、単に当該部品のみを描いたにとどまるものであり、その描き方の選択肢はごく限られると考えられるところ、上記絵の表現の仕方はごくありふれており、個性の発揮は何ら認められない。

・上記②のとおり指示説明や矢印を加えることも、製品の取扱説明書においてごくありふれたもの。

結論:
創作性を欠き、著作物に当たるとは認められない。

原告挿絵4(著作物性 肯定)

・①本件商品を乳幼児に試着する場面における(a)本件商品、(b)乳幼児の上半身及び(c)乳幼児に本件商品を装着させる保護者等(以下、単に「保護者」という。)の腕を記載した絵に、②「試着してみる」との文字、3つの矢印及び円形の点線を加えたもの。

・上記①の絵について、(a)の部分はそれ自体としては前記(ア)のとおりありふれており、(c)の部分もそれ自体としてはごくありふれているが、(b)の部分は乳幼児の顔・頭・恰好等をどのように描くかについてはある程度選択の幅がある上、(a)ないし(c)をどのような範囲でどのような位置関係で組み合わせる描くかについても、選択の幅がある。

・本件商品の使用方法等を示す挿絵という性質上、表現の選択の幅はある程度限られる面があるものの、上記のような絵全体としての描き方には少なからぬ選択肢が存すると考えられるところ、上記①の絵を全体として見た場合に一定の個性が発揮されていることは否定できない。

・上記②の点についてはありふれたものであるにしても、原告挿絵4について、その創作性を否定して、著作物としての保護を一切否定することは相当でなく、狭い範囲ながらも著作権法上の保護を受ける余地を認めることが相当というべき。

結論:
思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものであり、美術の著作物に当たるといふべき。

5. 裁判所の判断(争点(1))

●原告挿絵が著作物に当たるかについて

原告挿絵5(著作物性 肯定)

・①本件商品を乳幼児に試着した場面における(a)本件商品、(b)乳幼児の頭部及び(c)保護者の手を描いた絵に、②ベルト部分についてベルトを締める様子を拡大して矢印付きで描いた絵を加え、さらに③「指2本分のゆとりが必要」及び「上下のベルトをしめる」との文字を加えたもの。

・上記①の絵について、(a)ないし(c)の各部分はそれぞれ単独ではありふれたものであるが、これらをどのような範囲でどのような位置関係で組み合わせるか、とりわけ(c)の部分の手指を構図上どのように描き入れるかについては、選択の幅があるし、上記②の絵の組み合わせ方についても、選択の幅が少なくない。

・本件商品の使用方法等を示す挿絵という性質上、表現の選択の幅はある程度限られる面があるものの、上記のような絵全体としての描き方には少なからぬ選択肢が存すると考えられるところ、上記①及び②の絵を全体として見た場合に一定の個性が発揮されていることは否定できない。

・上記③の点についてはごくありふれたものであるにしても、原告挿絵5について、その創作性を否定して、著作物としての保護を一切否定することは相当でなく、狭い範囲ながらも著作権法上の保護を受ける余地を認めることが相当というべき。

結論:

思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものであり、美術の著作物に当たるといべき。

原告挿絵6(著作物性 肯定)

・①本件商品を着用した乳幼児をバスタブに入れた場面における(a)バスタブ、(b)本件商品を首に着用した状態の乳幼児の全身及び(c)温度計を描いた絵に、②乳幼児の足を強調するマークと③「 $35\pm 2^{\circ}\text{C}$ 」との数字・記号を加えたもの。

・上記①の絵について、(a)及び(b)の各部分はそれぞれ単独ではありふれたものであるが、(c)の温度計をどのように簡略化して描くかについては個性の発揮が全くないとはいえない上、それを含めた(a)ないし(c)をどのような範囲でどのような位置関係で組み合わせる描くかについても、選択の幅がある。

・さらに、「赤ちゃんが足を伸ばしてちょうど底につくぐらいの位置」に水深を調整すべきことを表現するために、上記②のマークを加えた表現も含めると、選択の幅が少なくない。本件商品の使用方法等を示す挿絵という性質上、表現の選択の幅はある程度限られる面があるものの、上記のような絵全体としての描き方には少なからぬ選択肢が存すると考えられるところ、上記①及び②の絵を全体として見た場合に一定の個性が発揮されていることは否定できない。

・上記③の点についてはごくありふれたものであるにしても、原告挿絵6について、その創作性を否定して、著作物としての保護を一切否定することは相当でなく、狭い範囲ながらも著作権法上の保護を受ける余地を認めることが相当というべき。

結論:

思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものであり、美術の著作物に当たるといべき。

5. 裁判所の判断(争点(1))

●被告挿絵4が原告挿絵4の複製に該当するかについて

共通点	相違点
<ul style="list-style-type: none">・①乳幼児の顔・頭・恰好等の描き方が、若干の表情の違いを除いて共通	<ul style="list-style-type: none">・③「試着してみる」との文字, 3つの矢印及び円形の点線の有無
<ul style="list-style-type: none">・②本件商品, 乳幼児の上半身及び保護者の腕の記載範囲・位置関係・組み合わせ方	<ul style="list-style-type: none">・④保護者の右手の明確な記載の有無
<p>→ 上記①及び②の共通点については, これらを併せると創作性が認められる表現である。</p>	<ul style="list-style-type: none">・⑤本件商品における記載文字の明確性及び着色の濃淡など微細な点
	<p>→ 上記③ないし⑤等の相違点については, これらを併せても創作性は認められない。</p>

結論:

- ・被告挿絵4は, 原告挿絵4の創作的な表現部分を再製し, これにより挿絵全体として原告挿絵4の表現上の本質的な特徴の同一性を維持するものである一方, 新たな創作的表現を付加するものではない。
- ・被告は, 被告説明書に先行して本件商品の取扱説明書として流布していた原告説明書を見て, 同じ対象商品である本件商品の取扱説明書である被告説明書を作成したものであるところ, 被告説明書の記載内容は, 全体を通じて, 原告説明書の記載内容に酷似していることが認められる。これらの事実を照らせば, 被告挿絵が原告挿絵に依拠して作成されたことは優に推認される。
- ・被告挿絵4は, 原告挿絵4の複製に当たる。

5. 裁判所の判断(争点(1))

●被告挿絵5が原告挿絵5の複製に該当するかについて

共通点	相違点
<ul style="list-style-type: none">・①本件商品, 乳幼児の頭部及び保護者の手の記載範囲・位置関係・組み合わせ方(全体の構図における保護者の手指の描き入れ方を含む)	<ul style="list-style-type: none">・④乳幼児の表情に若干の違いが見られる
<ul style="list-style-type: none">・②本件商品の絵に対するベルトを締める様子の拡大図の組み合わせ方	<ul style="list-style-type: none">・⑤本件商品の着色の濃淡
<ul style="list-style-type: none">・③「指2本分のゆとりが必要」及び「上下のベルトをしめる」との文字部分	<ul style="list-style-type: none">・⑥ベルトを締める様子の拡大図の大きさなど微細な点
<p>→ 上記①及び②の共通点については, 前記ア(オ)で説示したとおり, これらを併せると創作性が認められる表現である。</p>	<p>→ 上記④ないし⑥等の相違点については, これらを併せても創作性は認められない。</p>

結論:

- ・被告挿絵5は, 原告挿絵5の創作的な表現部分を再製し, これにより挿絵全体として原告挿絵5の表現上の本質的な特徴の同一性を維持するものである一方, 新たな創作的表現を付加するものではない。
- ・被告挿絵が原告挿絵に依拠して作成されたものであることによれば, 被告挿絵5は, 原告挿絵5の複製に当たるといふべきである。

5. 裁判所の判断(争点(1))

●被告挿絵6が原告挿絵6の複製に該当するかについて

共通点	相違点
・①温度計の簡略図の描き方	・⑤着色の仕方(赤色の有無を含む。)
・②バスタブ, 乳幼児の全身及び温度計の記載範囲・位置関係・組み合わせ方	・⑥バスタブの形に多少の違い
・③乳幼児の足を強調するマーク	・⑦乳幼児の表情や体型等に若干の相違点
・④「35±2℃」との数字・記号部分	→ , 上記⑤ないし⑦等の相違点については, これらを併せても創作性は認められない。
→ 上記①ないし③の共通点については, 前記ア(カ)で説示したとおり, これらを併せると創作性が認められる表現である。	

結論:

- ・被告挿絵6は, 原告挿絵6の創作的な表現部分を再製し, これにより挿絵全体として原告挿絵6の表現上の本質的な特徴の同一性を維持するものである一方, 新たな創作的表現を付加するものではない。
- ・被告挿絵が原告挿絵に依拠して作成されたものであることによれば, 被告挿絵6は, 原告挿絵6の複製に当たるといふべきである。

5. 裁判所の判断(争点(1))

●原告挿絵の著作者・著作権者について

- ・原告挿絵は、プリモパッツが原告からの委託に基づき作成したものであるところ、その著作権はプリモパッツから原告に譲渡されたことが認められる。
→ 原告挿絵を創作した著作者はプリモパッツであり、著作権者は原告であるというべきである。

●著作権侵害の成否について

- ・被告が被告挿絵4ないし6を含む被告説明書を作成し、これを同封して本件商品を販売したことは、原告挿絵4ないし6に係る原告の複製権及び譲渡権を侵害したものである。

●著作者人格権侵害の成否について

- ・被告説明文について原告説明文に係る著作者人格権侵害を認めることはできないし、また、前記(3)で説示したところによれば、原告挿絵については、プリモパッツが著作者であるから、原告の著作者人格権を侵害したものと認められない。

5. 裁判所の判断(争点(2))

●差止請求及び廃棄・消去請求の当否

・①被告は、平成26年12月5日から平成27年3月16日までの間、被告挿絵4ないし6を含む被告説明書を同封して本件商品を販売し、これにより原告挿絵4ないし6に係る原告の複製権及び譲渡権を侵害したこと、②被告は、現在も、本件商品を販売していること、③被告は、被告挿絵4ないし6を含む被告説明書の使用による著作権侵害の成立を争っていることが認められる。

・被告が新たな説明書を作成したことはうかがわれるが、現時点で実際に、被告が本件商品を販売する際に被告説明書ではなく新説明書を同封していることを認めるに足る証拠はない。また、被告説明書が廃棄されたことやその電磁的記録が消去されたことをうかがわせる証拠もない。

・現時点においても、被告が、被告挿絵4ないし6を含む被告説明書を複製、頒布して、これにより原告挿絵4ないし6に係る原告の複製権及び譲渡権を侵害するおそれがあると認められる。

結論：

著作権法112条1項に基づく差止請求には理由がある。同条2項に基づく侵害の停止又は予防に必要な措置として、被告の占有に係る被告説明書のうち被告挿絵4ないし6の記載部分の廃棄又は抹消を求める請求及び被告挿絵4ないし6の電磁的記録の記録媒体からの消去を求める請求にも理由がある。

5. 裁判所の判断(争点(3))

● 著作権侵害による著作権法114条2項に基づく損害について

・被告は、故意又は過失により、被告挿絵4ないし6を含む被告説明書を複製し、平成26年12月5日以降、これを同封して本件商品を販売し、その結果、原告の原告挿絵4ないし6に係る複製権及び譲渡権を侵害したと認められる。したがって、被告は、原告に対し、民法709条に基づき、この点に関する損害賠償責任を負う。

・原告は、被告が上記著作権侵害行為により本件商品の取扱説明書作成費用50万円を免れるという利益を受けたから、これが著作権法114条2項により原告が受けた損害の額と推定される旨主張する。

・しかしながら、被告が説明書作成費用を免れるという利益を受けたからといって、その分原告が損害を受けたとみるべき合理的な根拠がないことは明らかであるから、著作権法114条2項に基づく推定の基礎を欠くというべきである。

・もっとも、日本国内における本件商品の販売について原告と競合する被告が、上記のとおり本件商品の取扱説明書に関する原告の著作権を侵害している以上、これによる損害が全くないともいい難い。

・原告挿絵4ないし6及び被告挿絵4ないし6については、もともと商品の取扱説明書としての性質上、表現内容が限られているものであり、実際、原告挿絵4ないし6も、創作性の程度は低いといわざるを得ないことなどを考慮して、原告挿絵4ないし6に係る上記著作権侵害による損害は3万円と認めることが相当である。

● 弁護士費用相当損害について

・原告は、被告の前記著作権侵害行為により、これを理由とする損害賠償及び差止等を求める本件訴訟の提起・追行について原告訴訟代理人弁護士に委任することを余儀なくされたものであると認められ、その弁護士費用相当額の損害は、10万円と認めることが相当である。